

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日と
がと
るの
翌日)

目 次

◇告 示 結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

昭和四十九年九月鳥取県告示第七百三十三号の廃止

土地改良事業計画の適否の決定(八件)

土地改良事業の工事の完了(十四件)

◇教委告示 鳥取県指定無形文化財の指定

告 示

鳥取県告示第八百八十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十九年九月三十日	細 田 医 院	西伯郡西伯町大字法勝寺 三三二一―二

指、定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十九年十月一日	細 田 医 院	西伯郡西伯町大字法勝寺 三九八

鳥取県告示第八百九十号

昭和四十九年九月鳥取県告示第七百三十三号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)は、昭和四十九年十月十七日限り廃止する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十一号

昭和四十九年七月二十九日付けで東伯郡大栄町大字大谷一、三八二番地山脇寿雄ほか十六人の者から申請のあつた大栄町土地改良区の設立認可に

ついで、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十九日から二十日間とする

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十二号

昭和四十九年七月二十日付けで倉吉市上福田三二四番地藤本文正ほか五十八人の者から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定によ

り、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十三号

昭和四十九年九月二日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（古川沢地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十四号

昭和四十九年九月十三日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(穴鴨地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十五号

昭和四十九年九月二日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良(穴窪地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十六号

昭和四十九年九月十一日付けで関金町から申請のあつた土地改良(陽西地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十七号

昭和四十九年九月六日付けで会見町から申請のあつた土地改良（朝金地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十八号

昭和四十九年九月二十五日付けで中山町から申請のあつた土地改良（松河原地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の二

規定に基づき倉吉市から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
北野地区農業用排水事業	昭和四十八年十二月二十日
横手地区は場整備事業	昭和四十九年三月二十日
古川沢地区農道舗装事業	昭和四十九年三月二十日
中江地区農道舗装事業	昭和四十九年三月二十日
大塚地区農道舗装事業	昭和四十九年三月二十日
井手畑地区農道舗装事業	昭和四十九年三月二十日

鳥取県告示第九百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき泊村から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
浜山地区農道整備事業とあわせて行う農業用排水事業	昭和四十九年三月二十日
園地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十日

鳥取県告示第九百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき東郷町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
赤畑地区農道整備事業	昭和四十八年十一月十七日

鳥取県告示第九百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき羽合町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
橋津地区農道整備事業	昭和四十九年三月四日

鳥取県告示第九百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の

規定に基づき三朝町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	砂原地区農業用排水事業 加谷地区農業用排水事業 荒尾地区農道整備事業 横手地区農道整備事業 大瀬地区農道整備事業
工事を完了年月日	昭和四十九年三月十日 昭和四十九年三月二十日 昭和四十九年三月二十日 昭和四十九年三月十日 昭和四十九年三月二十日

鳥取県告示第九百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定に基づき関金町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	滝川地区ほ場整備事業 和谷地区農道舗装事業 大平地区農道整備事業 明高地区農道整備事業
工事を完了年月日	昭和四十九年三月二十五日 昭和四十九年三月二十五日 昭和四十九年三月十五日 昭和四十九年三月二十五日

鳥取県告示第九百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定に基づき北条町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	北条地区農道舗装事業 国坂地区農道舗装事業 米里地区農道整備事業
工事を完了年月日	昭和四十八年十一月十七日 昭和四十九年三月四日 昭和四十九年二月二十五日

鳥取県告示第九百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定に基づき大栄町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	西園地区農道舗装事業
工事を完了年月日	昭和四十八年十月九日

鳥取県告示第九百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき東伯町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土・地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
倉坂地区は場整備事業	昭和四十九年三月十八日
杉下地区農道整備事業	昭和四十八年八月三十日
田越地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十日
下伊勢地区農道整備事業	昭和四十八年十月三十一日
下伊勢地区農道舗装事業	昭和四十八年八月三十日
浦安地区農道舗装事業	昭和四十八年八月三十日
加勢地区農道舗装事業	昭和四十八年七月三十日

鳥取県告示第九百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき赤碓町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
尾張地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十五日
帽子取地区農道舗装事業	昭和四十八年十一月三十日

鳥取県告示第九百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき羽合土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
長瀬地区農業用排水事業とあわせて行なう農道整備事業	昭和四十九年一月十六日
羽合浜第二地区農道舗装事業	昭和四十八年十二月六日

鳥取県告示第九百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき宇野山土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称
宇野地区農道舗装事業
工事完了年月日
昭和四十九年一月三十日

鳥取県告示第九百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき大鴨土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称
大鴨地区農業用排水事業
工事完了年月日
昭和四十九年三月二十五日

鳥取県告示第九百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき古布庄土地改良事業共同施行委員長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称
古布庄地区農地造成事業
工事完了年月日
昭和四十九年三月二十五日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第十九条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形文化財を指定したので、同条例同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

名称	要件	無形文化財	保持者	所在地
下蚊屋の 荒神神楽	源流は出雲神楽であるが、地理的な関係で備中神楽の分派。はやしは独特な調子である。	無形文化財	下蚊屋荒神神楽 保存会	江府町 大字下蚊屋
細尾の 獅子舞	神楽獅子で舞姿は極めて格調高い。カヤは元禄年間の作と伝えられ、織染物としても貴重なもの	無形文化財	細尾の獅子舞 保存会	佐治村大字加茂 字細尾
余戸の 雨乞踊	干ばつのにきに雨を乞う儀式の踊り。多数参加。	無形文化財	余戸の雨乞踊 保存会	佐治村 大字余戸

さいとりさし	三本杉の 盆踊	江尾の こだいぢ踊	米子盆踊	日置の はねそ踊	亀井踊	牧谷の はねそ踊												
保存会の会員によつて演じられるものがあること。																		
手振り足振りおかしく、さいとりさしを風刺した寸劇を兼ねた踊りである。	三本杉部落で発生した供養踊り。中部地方に踊られている「みつばし踊」の源流である。	城主の徳を慕つて踊り続けられたもの。別名「十七夜踊」ともいう。	信仰にまつわる行事から発した踊りで独特な味わいがある。	因幡地方全域に伝承された手踊りの代表的なもの。舞に近い優美なもの	城主亀井公ゆかりの踊りであるとともに、はねそ踊りの代表的なもの	男女が一对となり、手踊りと傘踊りを巧みに調和させた優雅なもの												
保存会	三本杉盆踊 保存会	江尾十七夜 保存会	米子盆踊 保存会	はねそ音頭 保存会	亀井踊保存会	牧谷はねそ踊 保存会												
三朝町 大字湯谷	東伯町 大字三本杉	江府町 大字江尾	米子市 博労町三丁目	青谷町 大字河原	鹿野町 大字鹿野	岩美町 大字牧谷												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="823 1033 1125 1159" style="text-align: center;">因幡の傘踊</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1226 1125 1526" style="text-align: center;">鶴亀の二人を一組として、高低一对の変化のある勇壮な踊りである。</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1535 1008 1680" style="text-align: center;">因幡の傘踊 保存会</td> <td data-bbox="1008 1535 1125 1680" style="text-align: center;">横枕傘踊 保存会</td> <td data-bbox="1125 1535 1221 1680" style="text-align: center;">さいとりさし 保存会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1690 1008 1835" style="text-align: center;">国府町 大字 高岡 美敷 麻生</td> <td data-bbox="1008 1690 1125 1835" style="text-align: center;">鳥取市横枕</td> <td data-bbox="1125 1690 1221 1835" style="text-align: center;">関金町 大字大鳥居</td> </tr> </table>							因幡の傘踊			鶴亀の二人を一組として、高低一对の変化のある勇壮な踊りである。			因幡の傘踊 保存会	横枕傘踊 保存会	さいとりさし 保存会	国府町 大字 高岡 美敷 麻生	鳥取市横枕	関金町 大字大鳥居
因幡の傘踊																		
鶴亀の二人を一組として、高低一对の変化のある勇壮な踊りである。																		
因幡の傘踊 保存会	横枕傘踊 保存会	さいとりさし 保存会																
国府町 大字 高岡 美敷 麻生	鳥取市横枕	関金町 大字大鳥居																